

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和4年05月09日	庁舎移転に伴う現状復旧業務委託	19,635,000		19,635,000	建設局建設企画部建設総務課	株式会社竹中工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	令和4年度材料準備特別調査業務委託	9,020,000		9,020,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人 建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和4年04月01日	令和4年度京都市土木積算システム材料準備データ作成業務委託	11,440,000		11,440,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人 建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和4年04月01日	令和4年度京都市土木積算システム保守管理業務委託	61,457,000		61,457,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人 日本建設情報総合センター	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品		
005	令和4年04月01日	令和4年度京都市公共物GISメンテナンス業務	6,600,000		6,600,000	建設局建設企画部監理検査課	アジア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和4年04月01日	令和4年度京都市高連道路1号線の交通管理業務委託	6,783,990		6,783,990	建設局土木管理部土木管理課	西日本高連道路株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和4年04月01日	稲荷山トンネル電力防災中央装置保守点検業務	14,410,000		14,410,000	建設局土木管理部土木管理課	関西日立株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和4年04月01日	電力の供給(十条換気所)	予定総額 30,836,403		30,836,403	建設局土木管理部土木管理課	丸紅新電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
009	令和4年06月08日	公共物GIS小規模道路附属物点検システム構築等業務委託	16,346,000		16,346,000	建設局土木管理部土木管理課	アジア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
010	令和4年06月15日	トンネル換気設備保守点検業務	5,445,000		5,445,000	建設局土木管理部土木管理課	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和4年09月26日	京都市事故危険箇所等対策立案業務委託	3,487,000		3,487,000	建設局土木管理部土木管理課	パシフィックコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
012	令和4年06月29日	今熊野橋補修(その2)工事	131,780,000		131,780,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
013	令和4年04月01日	地下鉄大塚天神川駅駅前広場サンクンガーデン昇降機設備保守管理業務委託	5,896,000		5,896,000	建設局土木管理部河川整備課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和4年04月01日	京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路設備管理業務委託	10,982,785		10,982,785	建設局土木管理部河川整備課	京都シェイ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年04月01日	京都駅八条口拠点広場設備等管理業務委託	21,407,100		21,407,100	建設局土木管理部河川整備課	京都シェイ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
016	令和4年05月11日	洲崎排水機場維持補修(4号エンジンほか更新)工事	195,800,000		195,800,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社在原製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
017	令和4年08月08日	(単価契約)産業廃棄物(油泥)処分業務委託	予定総額 6,050,000		6,050,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社プロテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和4年09月09日	小栗橋排水機場維持補修(2号減速機整備)工事	29,700,000		29,700,000	建設局土木管理部河川整備課	新菱工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
019	令和4年09月20日	嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託	6,992,370		6,992,370	建設局土木管理部河川整備課	東芝エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和4年09月26日	西羽東師排水機場維持補修(空気圧縮機取替ほか)工事	33,000,000		33,000,000	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
021	令和4年04月01日	道路交通情報に関する業務の委託	5,659,500		5,659,500	建設局土木管理部道路河川管理課	公益財団法人日本道路交通情報センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和4年04月01日	みやこ夢でらす、(ワンクォーター含む)八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路清掃等業務委託	20,271,900		20,271,900	建設局土木管理部南部土木事務所	京都シェイ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和4年04月01日	桂川駅東西自由通路清掃等業務委託	5,413,100		5,413,100	建設局土木管理部南部土木事務所	株式会社JRW日本メンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和4年04月20日	道路環境維持(堤防敷除草)(その2)作業委託	5,324,000		5,324,000	建設局土木管理部南部土木事務所	株式会社荒木鋼科店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
025	令和4年02月08日	擁壁修正設計業務委託(高倉通)	2,805,000		2,805,000	建設局土木管理部南部土木事務所	サンスイコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
026	令和4年04月07日	令和4年度 押小路御池共同溝維持管理業務委託	12,100,000		12,100,000	建設局土木管理部西部土木事務所	ホーチキ株式会社関西支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和4年05月02日	道路環境維持(堤防除草)業務委託	6,325,000		6,373,400	建設局土木管理部西部土木事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
028	令和4年04月01日	嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託	5,418,468		5,418,468	建設局土木管理部西部土木事務所	株式会社JR西日本メンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029	令和4年04月15日	道路環境維持作業(桂川河川敷)	6,160,000		6,160,000	建設局土木管理部西京土木事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
030	令和4年05月06日	道路環境維持作業(堤防除草)近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内	6,347,000		6,347,000	建設局土木管理部伏見土木事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
031	令和4年05月06日	道路環境維持作業(堤防除草)近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内(その1)	16,698,000		16,698,000	建設局土木管理部伏見土木事務所	西山グリーン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
032	令和4年04月01日	京都市放置自転車等撤去啓発・保管所運営業務委託	378,770,040		378,770,040	建設局自転車政策推進室	フジカ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
033	令和4年04月01日	令和4年度サイクルセンター運営業務委託	14,160,000		14,160,000	建設局自転車政策推進室	大和リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和4年07月29日	令和4年度京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託	7,194,000		7,403,000	建設局自転車政策推進室	総合調査設計株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
035	令和4年6月13日	新幹線橋脚影響検討調査業務委託(向日町上鳥羽線関連)	6,930,000		6,930,000	建設局道路建設部道路建設課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
036	令和4年7月21日	京都線桃山御陵前第2号踏切道の歩道設置に係る詳細設計業務	19,610,000		19,610,000	建設局道路建設部道路建設課	近畿日本鉄道株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
037	令和4年06月27日	公共物GIS公開施設情報追加及び公園台帳図面登録業務委託	10,780,000		10,780,000	建設局みどり政策推進室	アヅア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和4年6月20日	菟が池公園を拠点としたエリアマネジメント試行業務	6,116,000		6,116,000	建設局みどり政策推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
039	令和4年04月01日	大原野森林公園に設ける公園施設の管理運営業務委託	12,287,000		12,287,000	建設局北部みどり管理事務所	大原野森林公園運営管理協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和4年06月13日	鵜飼城公園再整備計画に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	9,834,000		9,834,000	建設局北部みどり管理事務所	公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
041	令和4年04月01日	京都市榎小路公園内の遊戯用電車(チンチン電車)の運営及び維持管理等の委託	9,117,900		9,117,900	建設局南部みどり管理事務所	公益財団法人 京都市都市緑化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和4年04月27日	令和4年度京都市山科駅西施設立体駐車場設備整備委託	18,480,000		18,480,000	建設局都市整備部市街地整備課	新明和工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043	令和4年08月09日	京都市山科駅前駐車場整備工事 ただし、駐車場管制設備改修工事	49,500,000		49,500,000	建設局都市整備部市街地整備課	アマノ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
044	令和4年04月01日	山科駅前地区公共施設等維持管理業務委託	45,870,000		45,870,000	建設局都市整備部市街地整備課	京都シティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和4年09月05日	松林ポンプ場流域排水計画検討業務委託	9,680,000		9,680,000	建設局都市整備部南部区画整理事務所	内外エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
046	令和4年05月19日	大手筋通電線共同溝新設(その2)(公共関連)工事	2,827,000		2,827,000	建設局道路建設部道路環境整備課	株式会社岡村建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
047	令和3年09月27日	令和3年度河原町通電線共同溝調査設計業務委託	7,312,800		7,543,800	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和3年06月30日	令和3年度大手筋通電線共同溝新設工事委託	24,591,600		24,591,600	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
庁舎移転に伴う現状復旧業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部建設総務課
- 3 契約締結日
令和4年5月9日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生賀陽御所町三番地の1
株式会社竹中工務店京都支店 支店長 名越健二
- 6 契約金額（税込み）
19,635,000円
- 7 契約内容
現執務室である京都御池第一生命ビルから分庁舎へ移転することに伴う、現状復旧業務である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、株式会社第一ビルディングと契約している賃貸借契約書に基づき、株式会社第一ビルディングが指定する施工業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度材料単価特別調査業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田1丁目8番17号
一般財団法人 建設物価調査会 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）
9,020,000円
- 7 契約内容
京都市土木積算システムにおいて使用する本市独自の土木資材（京都市型L型街渠ブロック等）及び、「特別調査の必要がある資材(※)」について、実勢価格を調査し、設計材料単価を決定する。
（※）物価資料等に掲載されていない資材で、調達価格（材料価格×使用数量）が1,000万円以上又は1資材の単価が100万円以上の資材
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
材料単価を調査するには、工事積算で使用する材料に関する専門的知識や市場性及び流通等に係る専門的知識を必要とし、過去の受託実績を通じて蓄積してきた調査に関するノウハウが不可欠であり、一般的に売り手及び買い手企業は取引価格を外部に対して非公開としているため、資材特性に応じた実勢価格の把握を行うためには、取引実態に合った効率的な調査方法を有していることに加え、売り手の商社、問屋及びメーカー等への調査経路を保持していなければならない。これらのノウハウを有しているのは、本業務における業務受託実績がある一般財団法人経済調査会と一般財団法人建設物価調査会であるが、一般財団法人経済調査会から業務内容上受託は困難である旨の通知を受けた。
また、一般財団法人建設物価調査会は、これまでの本市の材料単価の調査業務を継続して受託しており、本市の工事に係る資材の価格情報及びデータ等を保有しているため、期限内に契約履行を確実に行うことができる唯一の事業者である。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市土木積算システム材料単価データ作成業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号
一般財団法人 建設物価調査会
- 6 契約金額（税込み）
11,440,000円
- 7 契約内容
本市の土木工事等で使用する設計材料単価を特定するため、市場価格や物価資料を調査し、特定した単価を京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）で使用する設計材料単価としてデータ化するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
積算システム及び設計材料単価データの改定を行うに当たり、年2回の一般資材単価については、膨大な量を更新する必要がある、納期が短い毎月改定の主要資材単価においては、積算システムで使用可能なデータを遅滞なく速やかに作成し、これらの単価を工事等の発注業務従事者に提供する必要がある。
これらの業務遂行に当たっては、速やかに作業を進め、確実に期日までに作業を完了させなければならないため、設計材料単価の調査方法を熟知した、専門知識を有する者であることが不可欠であり、当該業務を遅滞なく履行する能力を有する事業者は、一般財団法人建設物価調査会（以下「建設物価調査会」という。）と一般財団法人経済調査会（以下「経済調査会」という。）の二者に限定されるところ、経済調査会からは辞退届が提出されたため、建設物価調査会が確実に期限内での契約履行を行うことができる唯一の事業者と判断する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市土木積算システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人 日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）
61,457,000円
- 7 契約内容
本業務は、京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）の保守、管理及び障害発生時の早期対応等、積算システムを正常に機能させることを目的とする一連の業務である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
積算システムの運用に当たっては、システムデータの配信、積算実務者からのシステム操作支援依頼、障害発生時の対応、さらにはデータの修正等の運用支援を適正かつ迅速に行う必要がある。
また、積算システムに組み入れる基礎データ（国土交通省準拠の土木工事標準積算基準書及び基礎データ等）の年度及び月次改定におけるデータの作成及び更新作業も必要となる。
さらに、土木工事標準積算基準書の改定等にも迅速に対応し、本市独自単価及び歩掛データ等をシステムに対応させるための開発、改良にも携わる必要がある。
委託先の一般財団法人日本建設情報総合センターは、積算システムの開発事業者として、積算システムの詳細なプログラムの内容等について、十分な知識と技術力及び適正かつ確実に業務を遂行する能力を有し、既存の機能を損なうことなく業務を履行することが可能である唯一の事業者である。
さらに、他の事業者が履行内容を実施し、積算システムに不具合が発生した場合は、その原因究明及び修理等の対応が困難となるとともに、その責任区分が不明確となる。
以上により、また、本件は地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける物品等の調達契約に該当することから、地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例第11条第1項第2号に該当するものとして随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市公共物G I S メンテナンス業務
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地 明治安田生命ビル7F
アジア航測株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
平成17年4月から運用している「京都市公共物G I S」及び「市民窓口サービスタッチパネルシステム」を引き続き円滑に運用するため、当該システムの維持管理業務を行うとともに、部分的な機能改修及び操作研修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公共物G I Sは、本市が所管する各種業務に特化した業務機能を数多く搭載していることから、当該システムのメンテナンス業務（一部機能改修を含む。）にあたり、各種業務機能に障害等が発生した場合、本市の円滑な業務の遂行に多大な影響を与えることになる。
このため、公共物G I Sの既存機能を損なうおそれがなく、確実に業務を履行し得るには、当該システムを熟知している者である必要があるが、当該システムを設計、開発し、著作権を有するアジア航測株式会社が、業務に対応できる唯一の事業者であるため、同社と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市道高速道路1号線の交通管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府久世郡久御山町森北大内27
西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所
- 6 契約金額（税込み）
6,783,990円
- 7 契約内容
平成31年4月1日から本市が管理している京都市道高速道路1号線において、交通の安全性、快適性を確保するため道路巡回を実施し、事故等の発生時には二次災害防止などの措置を行い、早期の道路回復に努める業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市道高速道路1号線の移管前に西日本高速道路株式会社等と締結した当該路線の交通管理業務に係る内容及び費用負担等の項目を定めた「京都市道高速道路1号線の交通管理業務の受委託に関する協定」に基づき委託するものであり、「随意契約ガイドライン」2（1）エに該当することから、西日本高速道路株式会社と随意契約を行うものである。
なお、当該路線と接続する第二京阪道路の交通管理業務を行う西日本高速道路株式会社は、関西支社で約850kmの高速道路を管理し、高速道路上における緊急時対応や交通規制などのノウハウを有している。加えて、第二京阪道路の京都府域を管理する交通管理隊も、新十条通に近い久御山JCTに配置され、往復約5kmの新十条通を管理するために十分な体制及び車両等を保有しており、新たな体制構築や車両の購入等が必要なく、受託費が大幅に安くなる。
したがって、当該業務については、隣接道路管理者である西日本高速道路株式会社が一体的に実施することが、経済的で合理的である。

（参考）「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」

2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

（1）特定の1者しか履行できないもの

エ 契約の相手方と締結した他の契約又は契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文章において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
稲荷山トンネル電力防災中央装置保守点検業務
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中宮町14番地
関西日立株式会社 京滋支社
- 6 契約金額（税込み）
14,410,000円
- 7 契約内容
稲荷山トンネル十条換気所及び山科換気所設置の電力中央防災装置の機能点検、調整及び修理等保守点検業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うには、詳細なシステム診断及び模擬信号等を用いた総合的な動作確認、サーバー点検、遠隔又は現場におけるソフトウェア及びハードウェアの修正作業が必要となるが、いずれの作業もシステム製造者以外の者が有し得ない専門的な技術情報を必要とすることから製造者である株式会社日立製作所から保守事業を譲渡されている関西日立株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（十条換気所）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅新電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）30,836,403円
- 7 契約内容
稲荷山トンネル十条換気所に係る電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札に付したが入札者がいなかったため、複数の契約の相手方の候補者に対して、見積書の提出を依頼したが、1者以外から見積書の徴取が不可能であったため、見積書を提出した当該事業者と随意契約する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共物 GIS 小規模道路附属物点検システム構築等業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
令和4年6月8日
- 4 履行期間
令和4年6月9日から令和5年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地（明治安田生命京都ビル7F）
アジア航測株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
16,346,000円
- 7 契約内容
本業務は、標識や照明灯等の点検業務における点検記録の効率化を進めるために、各土木事務所に配備されているタブレット端末と京都市公共物 GIS（公共物管理システム）を連携させ、本市職員がタブレット端末を用いて現場で点検・記録したものが自動的に京都市公共物 GIS へ記録できる小規模道路附属物点検システムを構築するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市公共物GISは本市が所管する各種業務に特化した業務機能を多数搭載していることから、当該システムの改修業務にあたり各種業務機能に障害等が発生した場合、本市の円滑な業務の遂行に多大な影響を与えるほか、改修業務実施業者と設計・開発業者との間でその責任区分が不明確となる。
このため、既存の機能を損なうことなく確実に業務を履行できるのは、京都市公共物GISを設計・開発し日常の保守管理業務も受託しておりシステムの詳細なプログラム内容等について十分な知識と技術力、及び適正かつ確実に業務を履行する能力を有している、アジア航測株式会社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
トンネル換気設備保守点検業務
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
令和4年6月15日
- 4 履行期間
令和4年6月16日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号
パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店
- 6 契約金額（税込み）
5,445,000円
- 7 契約内容
稲荷山トンネルの附帯設備である換気設備全体の状態判定、目視等による点検整備、部品交換や調整作業を伴う保守点検業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
稲荷山トンネル換気設備はジェットファン通信盤、換気連動盤、換気自動制御装置、換気動力盤で構成されており、いずれの設備も単独での動作はしておらず、独自のシステムにより換気システム一体として連動動作をしている。換気設備全体の連動確認及び調整を伴う作業、点検整備等を行うには製造者以外の者が有し得ない専門的な知識や技術を必要とすることから、製造者であるパナソニック環境エンジニアリング株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市事故危険箇所等対策立案業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部土木管理課

3 契約締結日

令和4年9月26日

4 履行期間

令和4年9月27日から令和5年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

6 契約金額（税込み）

3,487,000円

7 契約内容

本業務は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所（以下「京都国道事務所」という。）が運営する京都府道路交通環境安全推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という。）における事故危険箇所対策部会及び重大事故対策部会の業務のうち、京都市管理道路分の交通安全対策立案について委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の実施にあたっては、推進連絡会議や各部会と連携し、推進連絡会議の方針や、各部会での検討・対策内容を考慮して事故危険箇所の対策を立案する必要があることから、推進連絡会議及び各部会の内容を十分に理解していることが必須となる。

したがって、本業務は、推進連絡会議や各部会における会議運営補助や対策立案等の業務全体を把握し、各部会の取りまとめや方針検討等に関わる業者でなければ、本業務の履行は困難であることから、京都国道事務所が契約するコンサルタント業者に委託するものである。

令和4年度は、パシフィックコンサルタンツ株式会社が京都国道事務所と委託契約を行っている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修（その2）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
令和4年6月29日
- 4 履行期間
令和4年6月30日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町533-6
大鉄工業株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
131,780,000円
- 7 契約内容
本業務は、老朽化修繕及び耐震補強を目的として橋りょうの架替を行うため、橋台の新設を実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在施工中の「今熊野橋補修（その1）工事」と本工事は施工箇所が隣接していることから、同一事業者により一体的に施工することで、施工範囲が重複する箇所における交通誘導員の所要人数の縮減や家屋調査費の削減、間接費の調整等により経費の節減が可能である。
また、両工事の施工範囲が重複する箇所において、一時的な掘削箇所の埋戻し及び舗装復旧、家屋調査、工事着工のための一時的な舗装版の撤去や埋戻した箇所の掘削という工程が不要となるため、工期短縮を図ることができる。
さらに、「今熊野橋補修（その1）工事」の請負事業者は、地元調整や関係機関との協議など、多岐に渡る調整を行いながら安全かつ円滑に工事を進めており、現場条件も熟知していることから、本工事についても安全で円滑な施工を行うことができる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 4年度

工事場所 京都市東山区今熊野宝蔵町他地内

路線名又は河川名等

工事名 今熊野橋補修（その2）工事

工期 契約日の翌日から令和 6年 3月15日まで

事業課（所）名 橋りょう健全推進課

京都市 建設局

工事概要

工事延長				m	210
既製杭工	本	6	橋台躯体工	m3	56
舗装工	m2	193	区画線工	式	1
仮設工	式	1	家屋調査	式	1

施工理由

本工事は「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、今熊野橋について、老朽化修繕及び耐震補強を目的として橋りょうの架替を行い、通行機能の確保と橋りょうの健全化を図るものである。

		設計額
工事費		136,224,000 円
内訳	工事価格	123,840,000 円
	消費税相当額	12,384,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁下部	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
橋梁下部	式	1	61,517,926			
橋台工	式	1	23,998,586			
作業土工	式	1	1,581,420	床掘り 小規模 土質:土砂 埋戻し 小規模 土質区分:土砂,土質:流用土 積込(ルース) 仮置場積込 土質:土砂,作業内容:小規模(標準) 土砂等運搬 処分地 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 土砂等運搬 仮置場 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 土砂等運搬 仮置場 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 整地 仮置場 作業区分:敷均し(ルース) 残上等処分	170 80 90 100 90 90 90 90 100	m3 m3 m3 m3 m3 m3 m3 m3 m3 m3

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁下部
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
既製杭工	式	1	19,351,358	置換杭工	4 本
				削孔径φ1000,削孔長4.5m,土2.4m,支障物2.1m	
				現場取卸(鋼管杭)	21.1 t
				回転圧入基鋼管基礎杭	6 本
				材料費	
				回転杭(付属品含む)	
				鋼管養生上蓋	6 個
				回転圧入鋼管基礎杭施工	6 本
				(補助工法含む)	
				施工費(継手部溶接含む)	
				コンクリート	4 m ³
				杭頭中詰めコンクリート	
				コンクリート規格:24-12-40(早強)	
				小型構造物,小規模,現場内小運搬有	
				型枠	6 組
				杭頭吊型枠	
				φ700杭頭中詰専用,鉄筋等含む	
				鉄筋	2.44 t
				杭頭鉄筋	
				鉄筋材料規格・径:SD345_D35	
				鉄筋	0.19 t
				杭頭鉄筋	
				鉄筋材料規格・径:SD345_D13	
				フレア溶接	96 箇所
				D13×D13	
				鋼管杭杭頭処理溶接工	26 m
				杭1本当たりずれ止め2箇所	
				1箇所当たり溶接長:πD	

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁下部
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
橋台躯体工	式	1	3,065,808	基礎材	34 m2
				基礎材規格(砕石の場合等):再生クラッシュラン40~0, 敷厚:17.5cmを超え20.0cm以下	
				均しコンクリート	34 m2
				コンクリート規格:18-8-40(高炉), 敷厚:10cm	
				コンクリート	3 m3
				躯体(パレット)	
				コンクリート規格:各種, 養生費:一般養生, コンクリート夜間割増:無し	
				コンクリート	53 m3
				フーチング	
				コンクリート規格:各種, 養生費:一般養生, コンクリート夜間割増:無し	
				鉄筋	0.14 t
				鉄筋材料規格・径:SD345 D13	
				鉄筋	1.34 t
				鉄筋材料規格・径:SD345 D16~25	
				鉄筋	2.33 t
				鉄筋材料規格・径:SD345 D29~32	
				鉄筋	0.05 t
				鉄筋材料規格・径:SD345(ねじ節鉄筋) D13	
				鉄筋	0.1 t
				鉄筋材料規格・径:SD345(ねじ節鉄筋) D16	
				鉄筋	0.35 t
				鉄筋材料規格・径:SD345(ねじ節鉄筋) D19	
				鉄筋	0.4 t
				鉄筋材料規格・径:SD345(ねじ節鉄筋) D25	
				型枠	57 m2
				型枠の種類:一般型枠	
				箱抜き用円形型枠設置工	40 本
				φ150×0.4m	
				支承10箇所×4本	
				鋼板	10 枚
				材料費	
				420×620×30(SS400)	
				モルタル	0.2 m3
				高炉, 1:3	

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2) 工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁下部	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
仮設工	式	1	37,519,340			
防護施設工	式	1	740,700	仮設防護柵 (H鋼基礎) 賃料 L=5m/基, L=45m, 10ヵ月 基本料 (30日迄)	9	基
				仮設防護柵 (H鋼基礎) 賃料 L=5m/基, L=45m, 10ヵ月 賃貸料 (31日日以降)	2,430	基・口
				仮設防護柵 (H鋼基礎) 賃料 L=5m/基, L=45m, 10ヵ月 整備料	9	基
				仮設防護柵設置 【夜間】 仕様・規格:H鋼基礎 時間的制約:無	45	m
				仮設防護柵撤去 【夜間】 仕様・規格:H鋼基礎 時間的制約:無	45	m
交通管理工	式	1	36,778,640	交通誘導警備員 交通誘導警備員B (交代要員無し) 工事誘導 8:30~17:30	256	人日
				交通誘導警備員 交通誘導警備員B (交代要員含む) 工事迂回誘導 0:00~21:00	1,824	人日
				交通誘導警備員 交通誘導警備員B (交代要員含む) 規制切替 21:00~6:00	26	人日
舗装	式	1	2,651,027			
舗装工	式	1	1,364,553			
アスファルト舗装工 (酷暑期仮復旧)	式	1	9,116	上層路盤(車道・路肩部) 路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:50mm	4	m ²
				表層(車道・路肩部) 材料種類:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:70mm, 平均幅員:3.0m超	4	m ²

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
アスファルト舗装工 (本復旧)	式	1	1,341,469	下層路盤(車道・路肩部) 路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚:300mm	59 m2
				上層路盤(車道・路肩部) 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生瀝青安定処理材(25), 仕上り厚:75mm	190 m2
				上層路盤(車道・路肩部) 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生瀝青安定処理材(25), 仕上り厚:75mm	190 m2
				基層(車道・路肩部) 材料種類:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:60mm, 平均幅員:3.0m超	190 m2
				表層(車道・路肩部) 材料種類:再生密粒度アスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:3.0m超	190 m2
ブロック舗装工	式	1	13,968	上層路盤(歩道部) 路盤材種類:各種, 路盤材規格:RC-30, 仕上り厚:100mm	3 m2
				インターロッキングブロック舗装 撤去及び再設置 ブロック規格:標準品 直線配置 厚6cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材厚:30mm, 施工規模:100m2未満	3 m2
縁石工	式	1	26,316		
縁石工	式	1	26,316	歩車道境界ブロック ブロック規格:B種, 切下げ部 京都市型(80)	4 m
区画線工	式	1	1,260,158		
区画線工	式	1	1,260,158	溶融式区画線 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	120 m
				溶融式区画線 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:破線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	130 m
				溶融式区画線 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セアラ 45cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	18 m

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事	事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装		
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
					溶融式区画線 矢印(右直,左直) 6 箇所 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し
					溶融式区画線 矢印(左折) 1 箇所 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し
					溶融式区画線 止まれ表示 1 箇所 【夜間】 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し
					^°イ卜式区画線 660 m 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:実線 15cm,塗料規格:常温
					^°イ卜式区画線 85 m 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:破線 15cm,塗料規格:常温
					^°イ卜式区画線 矢印(左直) 1 箇所 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗料規格:常温
					^°イ卜式区画線 矢印(右折) 2 箇所 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗料規格:常温
					^°イ卜式区画線 予告矢印(左直) 2 箇所 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗料規格:常温
					^°イ卜式区画線 予告矢印(右折) 2 箇所 【夜間】 施工方法区分:^°イ卜式 溶剤型,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗料規格:常温

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
				区画線消去 【夜間】 施工方法区分:削取り式	1,094 m
橋梁保全工事	式	1	426,478		
構造物撤去工	式	1	426,478		
構造物取壊し工	式	1	176,505	コンクリート構造物取壊し 構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工 舗装版切断 (置換杭施工時) 舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下 舗装版破碎 (置換杭施工時) 舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:25cm 舗装版切断 舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下 舗装版破碎 舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:25cm	0.1 m3 8 m 4 m2 13 m 190 m2
運搬処理工	式	1	249,973	殻運搬 殻種別:アスファルト殻 殻処分 殻種別:アスファルト殻 殻運搬 殻種別:コンクリート殻(無筋) 2tクランプ, DID有, 10km以下 殻処分 殻種別:コンクリート殻(無筋)	48 m3 48 m3 0.1 m3 0.1 m3
直接工事費	式	1	64,595,431		
共通仮設	式	1	25,318,250		
共通仮設費	式	1	19,588,250		

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修(その2)工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁保全工事
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
運搬費	式	1	2,882,705	重建設機械分解組立輸送費 DHJ-15(杭打機)	1 回
				重建設機械分解組立輸送費 BG-7(削孔掘削機)	1 回
				仮設材運搬費 仮設材(リース品):仮設用防護柵 運搬費:往路・復路,深夜割増	5.5 t
事業損失防止施設費	式	1	9,300,000	家屋調査費 調査1回(事後調査) 協議1回(納入時)	1 式
安全費	式	1	6,233,000	列車見張員 近接誘導員 工事管理者	124 人日 31 人日 30 人日
技術管理費	式	1	34,545	土質等試験費 土壌調査 事前分析費(建設残土)	1 式
現場環境改善費	式	1	1,138,000		
共通仮設費(率計上)	式	1	5,730,000		
純工事費	式	1	89,913,681		
現場管理費	式	1	20,692,000		
工事原価	式	1	110,605,681		
一般管理費等	式	1	13,234,319		
工事価格	式	1	123,840,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	12,384,000		
工事費計	式	1	136,224,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン昇降機設備保守管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,896,000円
- 7 契約内容
地下鉄太秦天神川駅駅前広場に設置されているエスカレータ2基の保守管理業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデンに設置されているエスカレータは、交通バリアフリーの要として必要不可欠な道路付属施設で、安全かつ適正な維持管理が道路管理者に求められる。さらに、不特定多数の人が常に利用する駅施設への通路としての機能も有するため、昇降機設備の故障による停止については、限りなく減ずるよう努める必要がある。このため、当該エスカレータには、動作履歴が確認でき、故障が生じたときには速やかに原因究明ができるシステムと機能を付加しており、付加されたシステムと機能を利用した保全作業が可能な業者は、昇降機設備の製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路設備管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,982,785円
- 7 契約内容
京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路に設置されている受変電設備、昇降機設備、監視装置（ITV設備）等各種設備の監視、日常巡視点検、定期点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路は、駅利用者の通路として、毎日多くの市民や観光客が利用する地下通路であり、当該箇所の安全を常に確保するために、受電設備、昇降機設備、監視装置等各種設備の監視、点検等業務を委託するものである。
当該箇所の設備機器の遠隔監視設備及び防犯・防災設備の監視モニターは、アバンティビル地下1階にある防災センターで一括管理するよう設計されており、アバンティビルの維持管理業務と不可分の関係にあるため、同ビルの維持管理業務を行っている京都シティ開発株式会社に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅八条口拠点広場設備等管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,407,100円
- 7 契約内容
京都駅八条口拠点広場に設置されている受電設備、昇降機設備、防災設備等各種設備の監視、日常巡視点検、定期点検等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都駅八条口拠点広場及び南北自由通路は、駅利用者の通路として、毎日多くの市民や観光客が利用する通路であり、当該箇所の安全を常に確保するために、受電設備、昇降機設備、防災設備等各種設備の監視、点検等業務を委託するものである。
当該箇所の設備機器の遠隔監視設備及び防犯・防災設備の監視モニターは、アバンティビル地下1階にある防災センターで一括管理するよう設計されており、アバンティビルの維持管理業務と不可分の関係にあるため、同ビルの維持管理業務を行っている京都シティ開発株式会社に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洲崎排水機場維持補修（4号エンジンほか更新）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年5月11日
- 4 履行期間
令和4年5月12日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島1丁目6番20号 堂島アバンザ
株式会社荏原製作所
- 6 契約金額（税込み）
195,800,000円
- 7 契約内容
洲崎排水機場4号ポンプ用ディーゼルエンジン、減速機及び付属機器を更新する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で更新するエンジン及び減速機は、河川排水ポンプと一体となった動力及び伝達装置である。このエンジン及び減速機は、河川排水ポンプの排水能力特性や始動トルク特性等の設計データに基づいた詳細な仕様設計を行ったうえで機器を製作する必要がある。こうした設計データは特殊技術情報であり、この情報は一般に公開されておらず、河川排水ポンプ製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該河川排水ポンプの製造者である株式会社荏原製作所と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積算内訳書

事業年度 令和4年度

工事箇所 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町 地内

路線名又は河川名等

工事名 洲崎排水機場維持補修(4号エンジンほか更新)工事

工期 契約の日の翌日から令和5年3月15日まで

事業課(所)名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

洲崎排水機場の4号エンジンほか更新			式	1
エンジン減速機更新	式	1		
既設機器撤去	式	1		
試運転調整	式	1		
0	式	1		
0	式	1		

施 工 理 由

本工事は、洲崎排水機場に設置されている4号主ポンプ駆動用ディーゼルエンジン及び減速機が、設置後約36年経過し経年劣化が著しいため更新を行い機能回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		197,296,000 円
内 訳	工 事 価 格	179,360,000 円
	消 費 税 相 当 額	17,936,000 円
支 給 品 費		円

京都市 建設局

積算内訳書

工 事 名	洲崎排水機場維持補修(4号エンジンほか更新)工事				事業区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作原価		式	1		129,040,000			
直接製作費		式	1		129,040,000			
機器単体費		式	1		129,040,000			
据付工事原価		式	1		31,556,292			
直接工事費		式	1		16,734,292			
輸送費		式	1		204,388			
材料費		式	1		2,872,070			
労務費		式	1		11,950,986			
直接経費		式	1		2,219,648			
仮設費等		式	1		77,700			
スクラップ		式	1		-664,000			
間接工事費		式	1		14,822,000			

積算内訳書

工 事 名	洲崎排水機場維持補修(4号エンジンほか更新)工事				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		2,312,000			
現場管理費		式	1		4,095,000			
据付間接費		式	1		8,415,000			
設計技術費		式	1		4,531,000			
工事原価		式	1		165,127,292			
一般管理費等		式	1		14,232,708			
工事価格		式	1		179,360,000			
消費税相当額		式	1		17,936,000			
請負工事費		式	1		197,296,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）産業廃棄物（油泥）処分業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年8月8日
- 4 履行期間
令和4年8月9日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県大津市鳥居川町3番18号
株式会社プロテック
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,050,000円
- 7 契約内容
排水機場の浚渫工事において発生する油泥の処分の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
別途契約する排水機場の浚渫工事で発生する油泥の処分に当たり、産業廃棄物処理業許可登録業者（汚泥及び廃油）の中で、排水機場からの運搬費用、受入数量等の条件を満たす複数の契約の相手方の候補者に対して、見積書の提出を依頼したが、1者以外から見積書の徴取が不可能であったため、見積書を提出した当該事業者と随意契約する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小栗栖排水機場維持補修（2号減速機整備）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年9月9日
- 4 履行期間
令和4年9月10日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県明石市本町2丁目2番20号 朝日生命ビル
新菱工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,700,000円
- 7 契約内容
小栗栖排水機場2号ポンプ用減速機の分解整備を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で分解整備する減速機は、河川排水ポンプと一体となった動力伝達装置である。この減速機は、設置後49年が経過していることから、機能回復と長寿命化を図るため、減速機を工場へ持帰り分解整備を実施するものである。
この分解整備において、交換する部品や組立には、河川排水ポンプ製造者独自の技術等により設計された部品及び調整が必要になる。こうした製造者独自の技術は特殊技術情報であり、この情報は一般に公開されておらず、当該製造者以外が施工することができない。このため、当該製造者である三菱重工業株式会社からポンプ事業を譲渡されている新菱工業株式会社と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積算内訳書

事業年度	令和4年度
工事場所	京都市伏見区石田川向51番地の1 地内
路線名又は河川名等 工事名	小栗栖排水機場維持補修(2号減速機整備)工事
工期	契約日の翌日から令和5年3月31日まで
事業課(所)名	河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

2号減速機の整備			式	1
2号減速機の分解整備 (工場持ち帰り)			式	1

施 工 理 由

小栗栖排水機場に設置されている2号減速機は、設置後49年、整備後12年が経過している。
減速機を工場へ持ち帰り分解整備を実施することで、ポンプ設備全体としての機能回復と長寿命化を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		31,130,000 円
内 訳	工 事 価 格	28,300,000 円
	消 費 税 相 当 額	2,830,000 円
支 給 品 費		円

京都市 建設局

積算内訳書(本01)

工 事 名 小栗柄排水機場維持補修(2号減速機整備)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作原価		式	1		14,286,600			
直接製作費		式	1		8,615,600			
材料費		式	1		4,805,600			
直接材料費		式	1		4,664,800			
補助材料費		式	1		140,800			
労務費		式	1		3,570,000			
塗装費		式	1		240,000			
間接製作費		式	1		5,671,000			
間接労務費		式	1		3,213,000			
工場管理費		式	1		2,458,000			

積算内訳書(本01)

工 事 名 小栗栖排水機場維持補修(2号減速機整備)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付工事原価		式	1		8,310,400			
直接工事費		式	1		3,025,400			
輸送費		式	1		232,000			
材料費		式	1		94,200			
据付材料費		式	1		43,200			
据付補助材料費		式	1		51,000			
労務費		式	1		2,556,200			
直接経費		式	1		40,000			
仮設費		式	1		23,000			
延分費		式	1		80,000			

積算内訳書(本01)

工 事 名 小栗栖排水機場維持補修(2号減速機整備)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
間接工事費		式	1		5,285,000			
共通仮設費		式	1		938,000			
現場管理費		式	1		1,050,000			
据付間接費		式	1		3,297,000			
工事原価		式	1		22,597,000			
一般管理費等		式	1		5,703,000			
工事価格		式	1		28,300,000			
消費税相当額 (工事価格×0.10)		式	1		2,830,000			
請負工事費		式	1		31,130,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年9月20日
- 4 履行期間
令和4年9月21日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,992,370円
- 7 契約内容
嵯峨嵐山駅に設置されているエレベータ1基の戸開走行保護装置等の整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
嵯峨嵐山駅に設置されているエレベータは、交通バリアフリーの要として必要不可欠な道路付属施設で、安全かつ適正な維持管理が道路管理者に求められる。さらに、不特定多数の人が常に利用する駅施設への通路としての機能も有するため、戸開走行保護装置等を整備することで、より安心・安全性を高める必要がある。今回、整備する戸開走行保護装置等は、既存のエレベータを改修する必要があり、実施可能な業者は、昇降機設備の製造者である東芝エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西羽東師排水機場維持補修（空気圧縮機取替ほか）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和4年9月26日
- 4 履行期間
令和4年9月27日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市潮江一丁目3番30号
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,000,000円
- 7 契約内容
西羽東師排水機場における空気圧縮機及び空気槽の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で更新する空気圧縮機及び空気槽は、河川排水ポンプ駆動用エンジンの始動装置の一部として構成されており、空気圧や容量等の仕様はエンジン製造者により設計され、設置されたものである。機器更新に当たって、各機器の設計・製作及びエンジン本体と一体的な運転調整を適切に行うには、製造者のみが有している独自の技術や蓄積されたデータが必要であり、エンジンと始動装置は密接不可分の関係にある。エンジン製造者以外のものが機器の更新を行った場合、エンジン本体も含めた一体的な運転調整を行えず、機器の不具合が生じた場合、エンジン製造者との責任区分が不明確となり、不具合対応が困難となるなど、排水機場の機能に大きな支障をきたす恐れがある。このため、エンジンの製造者であるヤンマーエネルギーシステム株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積算内訳書

事業年度 令和4年度

工事箇所 京都市伏見区淀樋爪町634番地1 地内

路線名又は河川名等
工事名 西羽東師排水機場維持補修(空気圧縮機取替ほか)工事

工事業課(所)名 河川整備課
期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで

京都市 建設局

工 事 概 要

空気圧縮機取替ほか			式	1
空気圧縮機(No.1・2)取替	式	1		
空気槽(3～5号機用)取替	式	1		
空気管更新	式	1		
空気制御盤(4・5号機)減圧弁取替	式	1		

施 工 理 由

西羽東師排水機場に設置されている1～5号排水ポンプの駆動源は、ディーゼル機関であり、そのディーゼル機関の始動用空気圧縮機2台及び空気槽3組の耐用年数が過ぎており、各部の劣化や老朽化により排水ポンプの運転に支障をきたす恐れがある。本工事は、排水機場長寿命化修繕計画に基づき、これらの各機器の更新並びに各部の調整等、総合的な整備を行うことにより設備の機能回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		35,046,000 円
内 訳	工 事 価 格	31,860,000 円
	消 費 税 相 当 額	3,186,000 円
支 給 品 費		円

京都市 建設局

積算内訳書

工 事 名	西羽東師排水機場維持補修(空気圧縮機取替ほか)工事				事業区分	工事区分	
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【排水機場維持補修】							
機器費		式	1		21,941,120		
直接工事費	(輸送費+材料費+労務費+複合工費+直接経費+仮設費)	式	1		2,180,349		
輸送費		式	1		240,000		
材料費	(直接材料費+補助材料費)	式	1		56,024		
直接材料費		式	1		53,870		
補助材料費		式	1		2,154		
労務費		式	1		1,135,000		
複合工費		式	1		108,916		
直接経費		式	1		102,700		
仮設費		式	1		537,709		
間接工事費	(共通仮設費+現場管理費+据付間接費)	式	1		3,520,000		
共通仮設費		式	1		1,374,000		

積算内訳書

工 事 名	西羽東師排水機場維持補修(空気圧縮機取替ほか)工事				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場管理費		式	1		1,709,000	
据付間接費		式	1		437,000	
据付工事原価	(直接工事費+間接工事費)	式	1		5,700,349	
設計技術費		式	1		1,371,000	
工事原価	(機器費+据付工事原価+設計技術費)	式	1		29,012,469	
一般管理費等		式	1		2,847,531	
工事価格	(工事原価+一般管理費等)	式	1		31,860,000	
消費税等相当額(10%)		式	1		3,186,000	
請負工事費	(工事価格+消費税等相当額)	式	1		35,046,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路交通情報に関する業務の委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部道路河川管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号
公益財団法人 日本道路交通情報センター
- 6 契約金額（税込み）
5,659,500円
- 7 契約内容
京都市が管理する道路について、京都市等より収集した以下の各種情報を整理し、広報媒体等を通じて道路利用者に提供し、又は、直接電話等による問い合わせに応じるものとし、時期を失しないよう確実な情報業務を行うもの。
 - (1) 道路構造に関する情報
 - (2) 道路工事に関する情報
 - (3) 道路危険箇所に関する情報
 - (4) 降雨、積雪等に関する情報
 - (5) 台風、降雨等その他異常気象、又は災害による交通規制に関する情報
 - (6) 工事及び災害等によるルート変更情報
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人日本道路交通情報センターは、全国の警察・道路管理者からの道路情報を整理、分析し、テレビ・ラジオ放送等の広報媒体を通じて道路利用者に提供し、又は、直接電話・FAXによる問い合わせに応じるなど迅速確実な業務を行い、道路利用者に対するサービスの向上を図っている唯一の組織であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

みやこ夢てらす、(サングァーデン含む) 八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路清掃等業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部南部土木事務所

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10
京都シティ開発株式会社

6 契約金額 (税込み)

20,271,900円

7 契約内容

駅利用者の通路として、毎日多くの市民や観光客が利用する、みやこ夢てらす、(サングァーデン含む) 八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路を常に快適な空間として保持し、安全を確保するため巡視・巡回警備及び日常清掃等の業務を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

清掃業務などの日常業務を実施するに当たっては、巡視・巡回警備との連携を図りながら、安全面や衛生面においても迅速かつ効率的に対応することが必要であるが、異常監視等を行うために必要となる通路監視設備及び防災設備等については、アバンティビル内の防災センターにおいて一括集中管理するよう設計されている。

また、アバンティ内防災センターには清掃員等が常駐しており、本委託箇所では緊急が発生した際に迅速かつ効率的な対応が可能となる等、日常業務において連携を図ることができる。

これらのことから、アバンティビル内の防災センターで保守管理業務を請け負う、京都シティ開発と随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桂川駅東西自由通路清掃等業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部南部土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原4丁目4番44号
株式会社JR西日本メンテック
- 6 契約金額（税込み）
5,413,100円
- 7 契約内容
駅利用者等の通路として、毎日1万人以上の市民が利用する自由通路を常に快適な空間として保ち、安全を確保するため日常清掃等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
JR東海道線桂川駅と一体の構造物として設置されている東西自由通路は、2層の建築物であり、2階通路部においてJR東海道線の軌道を跨ぐ構造となっている。日常のガラス清掃作業に際してJR東海道線の軌道時期への影響を及ぼさないために、ガラス清掃に際してのJR西日本との日程調整、桂川駅との密接な連携、軌道上の作業を含むため一般社団法人日本鉄道運輸サービス協会が認定する作業安全責任者の資格等の必須条件等、また、駅舎の消防施設の点検に関してはJR西日本メンテックが受託する予定であり、消防設備の一部に関しては駅舎と自由通路は連動していることにより、自由通路に関しても万一の災害時に消防設備の確実な作動を確保し、市民の安全を守るためには、同一業者による管理が不可欠であるため、西日本旅客鉄道株式会社の100%子会社である株式会社JR西日本メンテックと随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持（堤防敷除草）（その2）作業委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部南部土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月20日
- 4 履行期間
令和4年4月21日から令和4年12月26日まで

- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町29番地
株式会社荒木飼料店

- 6 契約金額（税込み）
5,324,000円

7 契約内容

本委託は、近畿地方整備局淀川河川事務所・桂川出張所管内にある「一般府道水垂上桂線他（京都市南区久世川原町他地内）」において、本市と国土交通省近畿地方整備局との覚書「河川と道路の効用を兼ねる施設の管理」に基づき、本市管理部分（兼用道路の路肩より1.0mの法面）の草刈等を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草工事が、国土交通省近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草工事という性格上、本委託と同区間を同時期に施工することとなる。本委託と国土交通省近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の人員機材が複数配備されることにより作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事施工範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで、無用な工期の遅延を避けるとともに安全で円滑な工事を実施するために、本委託を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記随意契約の理由により、今年度の近畿地方整備局発注の除草工事の受注者である株式会社荒木飼料店と随意契約するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
擁壁修正設計業務委託（高倉通）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部南部土木事務所
- 3 契約締結日
（当初）令和4年2月8日
（変更後）令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年2月9日から令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通新町西入西鋸屋町23番地
サンスイコンサルタント株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,805,000円
- 7 契約内容
本業務は、過年度に実施された道路詳細設計業務委託（高倉通）の成果品に基づき、高倉通西側の緑地帯付近において、擁壁計画の見直しを行うために、擁壁の修正設計を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特記仕様書第1条に係る議決がなされたため、履行期間を延長した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
当初業務を受託したサンスイコンサルタント株式会社は本業務に必要な測量、地質調査及び設計のデータを作成・保有していることから、現地踏査及び設計成果の習熟が不要であるため、他の業者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 押小路御池共同溝維持管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月7日
- 4 履行期間
令和4年4月8日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市水走3-6-41
ホーチキ株式会社関西支店
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
定期点検において、押小路御池共同溝洞道に設置されているガス検知警報装置機器等に故障、不具合等が発見されたことから、詳細な点検を行い、整備等の維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本共同溝の設備は設置メーカーが特別に設計したものであり、保守点検業務も当該設置メーカーが行っている。一般競争入札により他業者が本業務を実施した場合、整備を行うことはできるが、他の設備、システムと接続しているか確認することができないため、当該設置メーカー以外では責任の所在が不明確となる。そのため、当該設置メーカーであるホーチキ株式会社に委託を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持（堤防敷除草）業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木事務所
- 3 契約締結日
（当 初）令和4年5月2日
（変更①）令和4年6月3日
- 4 履行期間
令和4年5月3日から令和4年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町29番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）6,325,000円
（変更①）6,373,400円
- 7 契約内容
本市と国土交通省近畿地方整備局との覚書に基づき、堤防敷の本市管理部分の草刈等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、本市と国土交通省近畿地方整備局との覚書に基づき、桂川堤防敷内における本市認定道路（兼用工作物）の路肩から1mの範囲で法面除草を行い、兼用工作物の管理と通行車両及び歩行者の安全確保を図るものである。
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草工事が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草工事という性格上、本工事と同区間を同時期に施工することとなる。本工事と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることにより作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。
そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで、無用な工期の遅延を避け安全で円滑な施工を実施するために、本工事を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約する。
なお、設計金額に近畿地方整備局発注の除草工事の請負率を乗じたものを予定価格とし、見積もり合わせを行う。
変更契約の理由
本変更は、一般管理費等率の改定後基準による設計変更を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原4丁目4番44号
株式会社J R 西日本メンテック
- 6 契約金額（税込み）
5,418,468円
- 7 契約内容
床面積 677m²（延長85m，幅5m）
（1階通路，2階通路，階段，エレベーター，エスカレーター）
 - ①清掃業務
 - ・ 常時清掃：毎日2回（床面等）
 - ・ 特別清掃：年12回（内壁・外壁等）
 - ・ 臨時清掃：その都度
 - ②設備点検整備業務（簡易的な維持補修）
 - ・ 給水設備：受水槽、給水ポンプ
 - ・ 電気設備：電源ボックス、照明器具（電球交換）
 - ・ 防災設備：消火器、屋内消火栓、火災警報設備等
 - ③機械管理業務（NTT回線による通報システム）
 - ・ 火災発生時等における365日24時間対応を行う。
 - ④設備定期点検業務
 - ・ 消防設備定期点検 : 年2回
 - ・ 給水設備点検 : 年2回
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

J R 山陰本線嵯峨嵐山駅と一体の構造物として設置されている自由通路は、2層の建築物であり、2階通路部においてJ R 山陰本線の軌道を跨ぐ構造となっている。

2階通路部の壁面は、駅施設（駅務室、券売機及び改札等）以外は、ガラス窓を含むガラス

壁面を多用する構造となっており、採光に優れ、外気も存分に取り入れられる、明るくて快適な空間を形成している。

本件は、駅利用者等の通路として、毎日約1万人以上の市民が利用する自由通路を常に快適な空間として保持し、安全を確保するために日常清掃等の業務を委託するものであるが、ガラス窓の清掃作業に際して軌道敷へ影響を及ぼさないためには、以下に示す事項が必須となる。

- (1) 鉄道の運行日程及びダイヤに合わせて作業を行うため、J R西日本との綿密な調整
- (2) 嵯峨嵐山駅との密接な連携
- (3) 軌道上若しくは軌道に近接する作業が含まれているため、社団法人車両整備協会が認定する作業安全責任者の資格と合わせて、J R西日本の社内資格を取得している作業主任者の確保
- (4) 鉄道事故防止のために危険予測訓練等適切な教育を受けた安全誘導員の確保
- (5) 万一不測の事態が発生した際に事故発生のリスクを最小限に留めるために、J R西日本との緊急連絡を迅速かつ的確に行うことが可能な体制

また、消防法第17条に基づき自由通路における安全性を維持するため、清掃作業により毎日、自由通路を巡回確認している清掃業者に消防設備等の保守点検管理業務も合わせて委託を行うが、火災発生時において重要な初動活動をより万全なものとするためには、駅舎と自由通路で相互に連携して初動活動に当たれる体制を担保しておく必要がある。

これらのことより、J R西日本との調整等を確実に行うことが出来、人命にかかわる不測の事態が発生した場合、より安全な対応を取ることが出来るのはJ R西日本の100%子会社である株式会社J R西日本メンテックであり、株式会社J R西日本メンテックを委託契約先とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（桂川河川敷）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西京土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月15日
- 4 履行期間
令和4年4月16日から令和4年12月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町29番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
6,160,000円
- 7 契約内容
堤防敷内の認定道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本作業は、本市と国土交通省近畿地方整備局との「道路と河川の効用を兼ねる施設の管理に関する覚書」に基づき、桂川堤防敷内における本市認定道路（兼用工作物）の路肩より法長1mの範囲の除草を行い、兼用工作物の管理と通行車両及び歩行者の安全確保を図るものである。
本作業においては、本市管理部分を除いた範囲の除草作業については、近畿地方整備局淀川河川事務所が毎年発注しており（以下、国発注作業という。）、堤防敷内の除草という業務の性質上、管理者を問わず、一定の作業範囲を連続して実施する必要がある。仮に、本作業と国発注作業を別業者が実施した場合、一方が先行して一部範囲を刈り残した状態で除草を完了し、追って他方が残りの範囲の除草を行うことになる。また、双方の人員及び資機材が複数配備され、作業現場が輻輳することにより、無用な工程の遅れが生じるおそれがある。
また、本作業については国発注作業と一体的に実施することから、例年、本市の作業設計額を下回る価格で契約している。
以上のことから、国発注作業と一体的かつ効率的な作業を実施し、無用な作業の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するため、本作業を国発注作業の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年5月6日
- 4 履行期間
令和4年5月7日から令和5年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町29番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
6,347,000円
- 7 契約内容
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。
そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その1）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木事務所
- 3 契約締結日
令和4年5月6日
- 4 履行期間
令和4年5月7日から令和5年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,698,000円
- 7 契約内容
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや作業占用範囲の拡大が生じるおそれがある。
そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市放置自転車等撤去啓発・保管所運営業務委託
- 2 担当所属名
建設局自転車政策推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県大津市苗鹿1丁目1-17
フジカ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
378,770,040円
- 7 契約内容
放置自転車の撤去や啓発、保管所の運営等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
撤去啓発業務は、放置自転車の撤去、運搬、警告を、保管所運営業務は、放置自転車等の保管、返還、売却を主な内容であるが、撤去啓発業務と保管所運営業務は、両業務の連携が必要であり、また、苦情対応など業務が多岐にわたる。
そのため、放置自転車等啓発・保管所運営に、民間の自由な発想による斬新な手法を導入し、費用対効果に優れた実効性のある業務を実現することを目的として、公募型プロポーザル方式により、業務の受託を希望するものから広く提案を募り、事業者の選定したものを。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市放置自転車等撤去保管業務の受託候補事業者選定委員会開催要綱に基づく審査を行い、契約の相手方を選定した。プロポーザルでは、執行体制、業務の実施に関する方針、工程、自転車撤去業務や保管に係る提案等について審査を行い、基準点を超える点を獲得し、本業務を適切に遂行できると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度サイクルセンター運営業務委託
- 2 担当所属名
建設局自転車政策推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田浄菩提院町316番地
大和リース株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
14,160,000円
- 7 契約内容
令和3年4月に開設したサイクルセンター（大宮交通公園内）において、自転車の利用に係る交通事故の防止や、自転車安全教育の普及を目的とした自転車教室の実施、及び自転車ルール・マナーの啓発等の自転車安全利用推進に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大宮交通公園の整備に当たっては、公募設置管理制度により、自転車の安全な乗り方を学べる交通公園として、再整備から管理運営までを手掛ける事業者を募集し、大和リース株式会社京都支店グループが選定された。
公募設置等指針の中では、選定された事業者には、自転車安全教育の実施を委託する旨を明記していたことから、大宮交通公園整備事業の事業者として選定され、サイクルセンターのコンセプトや整備方法を熟知し、公園の管理運営を担う大和リース株式会社と契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託
- 2 担当所属名
建設局自転車政策推進室
- 3 契約締結日
（当初）令和4年7月29日
（変更後）令和4年8月23日
- 4 履行期間
令和4年7月30日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区芝田一丁目10番10号
総合調査設計株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）7,194,000円
（変更後）7,403,000円

7 契約内容

本業務では、過年度から継続的に実施している自転車走行環境整備実施済箇所において、自転車等の利用状況の調査を行い、経年での整備効果を検証するとともに、改定後の京都市自転車走行環境整備ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、今年度に自転車走行環境整備を行う路線について、自転車等利用状況やアンケート調査を行い、改定前後のガイドラインに基づく自転車走行環境整備の効果を比較検証する。このほか、自転車活用に係る国や他都市の動向を踏まえつつ、今後、総合計画を着実に推進するうえで活用ができるよう、本市における自転車の利用実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、市内で発生している自転車関連事故データを分析し、自転車走行環境整備のスポット整備が必要な箇所（対象エリア）の候補を選定するとともに、選定基準（案）を作成するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2-(4)に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、最も高い評価得点を獲得した上記5と契約を行った。

なお、プロポーザルでは、提案内容の的確性、業務体制、業務実績、価格等の各項目について審査を行った。

(変更契約の理由)

本業務委託における整備効果の検証について、当初、ガイドラインの改定後の整備効果を検証するため、新ガイドラインに基づき整備を行う路線のうち、旧ガイドラインに基づく整備済み路線と接続する2路線で、検証を行う予定であった。

しかしながら、令和4年6月に、京都府警が「自転車指導啓発重点路線・地区」を指定・公表したことを踏まえ、当該路線に該当し、令和4年度に走行環境整備を行う路線で検証を行うことで、今後の走行環境整備において、より効果的な整備の実施が可能になると考えられるため、調査地区を3地区に変更する必要があったため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

新幹線橋脚影響検討調査業務委託（向日町上鳥羽線関連）

2 担当所属名

建設局道路建設部道路建設課

3 契約締結日

令和4年6月13日

4 履行期間

令和4年6月14日から令和5年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

名古屋市中村区名駅五丁目33番10号
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

6 契約金額（税込み）

6,930,000円

7 契約内容

J R 東海道新幹線の高架下に「都市計画道路 向日町上鳥羽線」を整備することに伴い、新幹線橋脚に影響が及ばない道路計画を検討したうえで、鉄道管理者（J R 東海）と協議締結を行うために必要な業務（橋脚基礎の安定検討、車両衝突に対する防護工等）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を履行するためには、以下の条件を全て満たす事業者であることが必要である。

- 1 鉄道管理者である J R 東海との協議により、橋脚の基礎は、新幹線建設当時の設計手法^{※1}を用いて安定検討を行う必要があることから、これまでに同種業務を履行した実績があり、当該設計手法や新幹線構造物に精通していること。

※1「国鉄建造物設計標準（基礎構造）」に基づく「許容応力度法」

- 2 都市計画道路の向日町上鳥羽線は、令和10年度に供用を開始する予定であり、今後実施する用地買収、設計業務や工事等に要する期間を踏まえると、本業務は令和4年度中に完了させる必要があることから、調査の結果、追加で検討する内容が発生した場合でも、鉄道管理者である J R 東海と円滑に対応を調整し、履行期間内に本業務を確実に完了できること。

上記の条件を全て満たすのは、J R 東海の鉄道施設全般に亘る幅広い分野を履行しているジェイアール東海コンサルタンツ株式会社の1者のみであるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都線桃山御陵前第2号踏切道の歩道設置に係る詳細設計業務
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
令和4年7月21日
- 4 履行期間
令和4年7月21日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,610,000円
- 7 契約内容
桃山御陵前第2号踏切道の歩道設置に係る詳細設計業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
設計については、現状の鉄道施設の状況を把握したうえで、近畿日本鉄道(株)独自の設計基準に基づいて行う必要がある。また、施工計画の検討にあたり、同社における列車の運行や安全管理の基準についての情報を反映される必要がある。これらの情報は同社独自の機密情報となるため、同社以外への提供は不可としている。
また、詳細設計を実施する上で随時必要となる軌道内での調査業務については、軌道敷内の安全確保が必要であり、鉄道管理者である同社が実施する必要がある。
これらの理由から本業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共物GIS公園施設情報追加及び公園台帳図面登録業務委託
- 2 担当所属名
建設局みどり政策推進室
- 3 契約締結日
令和4年6月27日
- 4 履行期間
契約の日の翌日（令和4年6月28日）から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地
アジア航測株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
10,780,000円
- 7 契約内容
 - (1) 公共物GISへの公園施設情報追加及びタブレット連携機能追加
平成30年の都市公園法改正により、遊具等の法定点検が義務付けられ、市内4000基以上の遊具や施設について、点検を実施しており、現在は点検業務記録等を紙媒体で管理しているため、膨大な事務作業が生じている。本業務は、公園施設の点検・修繕記録等を一元的に管理するためのシステム構築を行うとともに、各みどり事務所に配備されているタブレット端末を用いて点検・記録したものが、自動的に公共物GISへ記録できるシステムを構築するものである。
 - (2) 公園台帳図面の電子化及び公共物GISへの登録業務
現在、本市管理の公園（約940公園）の台帳の大部分は紙媒体で保管されており、公園ごとに遊具、照明灯などの図面が存在する。本業務は、公園施設情報のGIS化（上記(1)）に伴い、公園台帳図面を電子化し、公共物GISに登録することで、効率的な運用を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

公共物GISは、本市が所管する各種業務に特化した業務機能を数多く搭載していることから、本業務を履行するにあたり、各種業務機能に障害等が発生した場合、本市の円滑な業務の遂行に多大な影響を与えるほか、改修業務実施業者と設計・開発業者との間でその責任区分が不明確となる。

このため、既存の機能を損なう恐れがなく、確実に業務を履行できるのは、平成17年度の運用時開始から、現在に至るまで、公共物GISの設計、開発及びメンテナンスを実施しており、システムの詳細なプログラムの内容等について、十分な知識と技術力及び適正かつ確実に業務を履行する能力を有しているアジア航測株式会社に限られる。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宝が池公園を拠点としたエリアマネジメント試行業務
- 2 担当所属名
建設局みどり政策推進室
- 3 契約締結日
令和4年6月20日
- 4 履行期間
令和4年6月21日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3
中央復建コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 116, 000円

7 契約内容

本市では、民間企業などに対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、地域・企業・行政で継続的に対話等を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」を令和3年度から導入しており、これを契機として、地域・企業・行政の連携による公園を活用した地域活性化の取組が展開され始め、その有用性を確認するに至った。

本件は、このような機運の高まりを発展させ、多様な主体と将来像を共有しつつまちづくり活動を面的に展開し、地域の課題解決と価値向上につなげていくことを目指し、宝が池公園付近をコアエリアとして、公園関係者、専門家、周辺団体、民間企業等で構成するエリアプラットフォーム準備組織を結成し、試行事業を行いながら、持続可能な運営の仕組みづくりを行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、複数の成功事例から当該エリアの特性に応じた体制や仕組みを検討し、過去の経験に基づく合意形成方法や人脈を駆使して、多数の利害関係者の意見を調整しながら、組織体制の構築やビジョン形成を行うものである。このため、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

以上の理由から、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2-(4)に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、最も高い評価点を獲得した中央復建コンサルタンツ株式会社と契約を行った。

なお、プロポーザルでは提案内容の的確性、業務体制、業務実績、価格等の各項目について審査を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大原野森林公園に設ける公園施設の管理運營業務委託
- 2 担当所属名
建設局北部みどり管理事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大原野灰方町451番地
大原野森林公園運営管理協会
- 6 契約金額（税込み）
12,287,000円（うち消費税及び地方消費税相当額1,117,000円）
- 7 契約内容
 - （1）公園施設（里山、植林地、森の案内所及びその周辺）の維持管理
 - （2）森の案内所の運営管理
 - （3）乙が委託業務を執行するために必要な事務用品等の物品の調達及び維持管理
 - （4）公園の広報活動、利活用及び普及啓発
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大原野森林公園が開園する以前の本公園の買収当時から地元振興のため、本公園の運営管理方法について、地元自治会、学識者、京都市プロジェクト推進室、緑政課（現 みどり政策推進室）及び西京区役所洛西支所地域振興課（現 地域力推進室）等で構成された「京都市周辺地域振興等検討委員会」や「外畑・出灰振興協議会」において検討されてきた。更に、これを受け、平成11年8月に地元自治会、学識者、緑政課等で構成された大原野森林公園検討会により検討した結果、大原野自治会が主体となった団体（外畑・出灰自治会を含む。）に委託する方針を決定し、大原野森林公園運営管理協会が平成12年5月1日に設立されたものである。

このような経過から、一般競争入札には適さないため、随意契約を行うこととしている。

「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」：「2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」「（1）特定の1者しか履行できないもの」「エ 契約の相手方と締結した他の契約又は契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの」に該当

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
錦坊城公園再整備計画に伴う埋蔵文化財発掘調査業務
- 2 担当所属名
建設局北部みどり管理事務所
- 3 契約締結日
令和4年6月13日
- 4 履行期間
令和4年6月14日から令和4年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,834,000円
- 7 契約内容
工事予定箇所における埋蔵文化財の発掘調査並びに出土した遺構及び出土品の整理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
埋蔵文化財の発掘調査については、（1）本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識を有すること、（2）市内で継続して発掘調査を実施していること及び（3）履行に必要な人員・機材等を有していることの3つの条件をすべて満たす者である必要がある。
これら3つの条件をすべて満たす者について、本件に係る契約締結の意向を確認したところ、意向を示したのは、1者のみであったことから、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の2（1）ウに基づき、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所と見積合わせのうえ、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市梅小路公園内の遊戯用電車（チンチン電車）の運営及び維持管理等の委託
- 2 担当所属名
建設局南部みどり管理事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区円山町463番地
公益財団法人 京都市都市緑化協会
- 6 契約金額（税込み）
9, 117, 900円
- 7 契約内容
梅小路公園内のチンチン電車の運営及び維持管理並びに使用料の徴収及び収納業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約は、以下の理由により、指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会と随意契約を行うものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号, 随契ガイドライン2(1)イ(イ))。
①指定管理者に一元的に管理させることが市民サービスの維持には不可欠であること。
②指定管理者が一括して管理することにより、管理に必要な経費の削減が見込まれること。
③京都市都市緑化協会は、すでに長年にわたりチンチン電車の運行に携わっており、委託業務に係るノウハウを十二分に蓄積していること。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都市山科駅西施設立体駐車場設備整備委託

2 担当所属名

建設局都市整備部市街地整備課

3 契約締結日

令和4年4月27日

4 履行期間

令和4年4月28日から令和4年12月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル
新明和工業株式会社

6 契約金額（税込み）

18,480,000円

7 契約内容

老朽化したワイヤーロープ、シーブ等を整備することにより駐車場設備の機能維持を図る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該各部品は、制御装置その他の駐車場設備等と合わせてシステムを構成する既設立体駐車場設備一式の中の一部であり、本委託業務において既設システムと連携するよう適切に設計、製作及び試運転調整を行う必要があるため、既設製造者による製作及び整備が必要である。既設製作者以外の者による整備の場合、既存の詳細図面、制御に係る詳細情報及び試運転調整データを持たないため、駐車場設備の機能維持に支障をきたすおそれがある。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市山科駅前駐車場整備工事 ただし、駐車場管制設備改修工事
- 2 担当所属名
建設局都市整備部市街地整備課
- 3 契約締結日
令和4年8月9日
- 4 履行期間
令和4年8月10日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
アマノ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
49,500,000円
- 7 契約内容
老朽化した機器を改修することにより駐車場管制設備の機能維持を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
機器更新に当たって、継続使用する機器等と連携できるよう適切に設計、製作を行い、かつ一体的な運転調整を行うには、本システム固有の設計データ及び製造者独自の技術が必要であるが、これらの情報は非公開であることから、製造者でなければ施工することができない。
また、駐車場と管制設備は密接不可分の関係にあり、製造者以外の者が施工した場合には、機器が正常に連動せず、精算や車の入出庫が不可となる等駐車場の運営に大きな支障を来す恐れがあるほか、機器改修実施事業者と設計、製作者との間で責任区分が不明確となるおそれがある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	33,425,500	
計			33,425,500	
共通費				
共通仮設費	1	式	989,292	
現場管理費	1	式	4,908,843	
一般管理費等	1	式	6,106,365	
計			12,004,500	
工事価格	1	式	45,430,000	
消費税等相当額	1	式	4,543,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	49,973,000	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
山科駅前駐車場	1	式	33,425,500	
計			33,425,500	

山科駅前駐車場						
名	称	数	量	単位	金額	備考
駐	車	1		式	33,251,500	
発	生	1		式	174,000	
	計				33,425,500	

山科駅前駐車場					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
駐車場管制設備		1	式	33,251,500	
計				33,251,500	
発生材処理	発生材運搬	1	式	58,000	
発生材処理	発生材処分	1	式	116,000	
計				174,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
山科駅前地区公共施設等維持管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局都市整備部市街地整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の1
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,870,000円
- 7 契約内容
山科駅前地下道及び交通広場等の公共施設及び工作物の日常管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
山科駅前地区公共施設及び山科駅西施設は、構造上、再開発ビル（ラクトA, B, C）と一体化しており、通路監視設備及び防災設備等については、ラクトB地下1階の防災センターにおいて一括集中管理するよう設計されていることから、再開発ビルとの連携等一体的な維持管理が必要であり、再開発ビルの管理業務を行う京都シティ開発株式会社に本件業務を委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
松林ポンプ場流域排水計画検討業務委託
- 2 担当所属名
建設局都市整備部南部区画整理事務所
- 3 契約締結日
令和4年9月5日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区久世中久世町1丁目141番地
内外エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,680,000円
- 7 契約内容
松林ポンプ場流域の一部を近接する洛南都市下水路流域に取り込み、承水路への自然流下や洛南排水機場への統合等を検討することで、排水計画の合理化を検討する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方である「内外エンジニアリング株式会社」は過年度に松林ポンプ場予備設計等業務委託を受注し、松林ポンプ場上流域の既存7号水路を含めた現地状況を熟知していることから、業務検討の早期着手が可能である。さらに、現地踏査が不要になるとともに、既存資料の収集・精査期間の短縮、打合せ回数の削減が可能であり、他の業者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格及び業務期間で契約を締結することができる。
また、現在、承水路整備工事を行っているが、7号水路との接続部について、本検討結果を早急に反映しなければ、工事の待ちが生じ、無用な工程の遅れが生じる恐れがある。
以上のことから、内外エンジニアリング株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大手筋通電線共同溝新設（その2）（公共関連）工事
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
令和4年5月19日
- 4 履行期間
令和4年5月20日～令和4年9月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区静海市原町531-19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
2,827,000円
- 7 契約内容
主要府道伏見柳谷高槻線（大手筋通）の電線類地中化工事に伴い、信号設備を移設し、支障となる信号柱及び信号柱基礎の撤去を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事箇所は、現在施工している工事の影響により、歩道及び車道舗装の一部が仮舗装の状態となっており、地元市民に多大な負担が生じている。歩行者や車両の安全な通行を迅速に確保するためには、早期に電線共同溝工事を完成し、速やかに舗装復旧工事に着手する必要がある。当該現場を施工中の株式会社岡村建設と随意契約を行うことで、現場の交通規制の輻輳を防ぐことができ、大幅な工期の短縮と円滑な施工による早期の安全確保が可能となる。
また、既に契約済みの工事と経費調整を行うため、一般競争入札で契約する場合よりも著しく低い価格で契約を締結できる見込みがあるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 4年度

工 事 場 所 京都市伏見区京町3丁目地内

路線名又は河川名等 主要府道伏見柳谷高槻線（大手筋通）

工 事 名 大手筋通電線共同溝新設（その2）（公共関連）工事

工 期 契約日の翌日から令和 4年 9月15日まで

事 業 課（所）名 道路環境整備課

京都市 建設局

工事概要

工事延長				m	7
交通信号装置設置工	基	1	交通信号装置撤去工	基	1

施工理由

本工事は、主要府道伏見柳谷高槻線（大手筋通）の電線類地中化工事に伴い、信号設備を移設し、支障となる信号柱及び信号柱基礎の撤去を実施するものである。

		設計額
工事費		2,827,000 円
内訳	工事価格	2,570,000 円
	消費税相当額	257,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書 (本01)

工事名	事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
大手筋通電線共同溝新設 (その2) (公共関連) 工事				
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
道路維持	式	1	1,525,596	
構造物撤去工	式	1	6,996	
運搬処理工	式	1	6,996	殻運搬 1 m3 (夜間) 殻種別:コンクリート殻(無筋) 殻処分 1 m3 (夜間) 殻種別:コンクリート殻(無筋) 殻運搬 0.1 m3 (夜間) 殻種別:アスファルト殻 殻処分 0.1 m3 (夜間) 殻種別:アスファルト殻 現場発生品運搬 1 回 (夜間) 発生材種類:既設信号柱 スクラップ [°] -0.2 t (夜間) へび-H1
道路防災設備工	式	1	1,380,600	
交通信号装置設置工	式	1	508,300	歩行者灯器バンド [°] 1 組 (夜間) 材料費 歩行者灯器設置 1 灯 (夜間) PV25 L=0.5m 架線金物設置 1 個 (夜間) 48D ケーブル移設 11 m (夜間) SVV-SS2.0sq×4C

積算内訳書 (本01)

工事名	大手筋通電線共同溝新設 (その2) (公共関連) 工事			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
交通信号装置撤去工	式	1	872,300	歩行者灯器撤去 (夜間) PV25 L=0.5m 架線金物撤去 (夜間) 48D 信号柱撤去 (夜間) 基礎撤去, 積込等含む	1 1 1	灯 個 本
仮設工	式	1	138,000			
交通管理工	式	1	138,000	交通誘導警備員 (夜間) B	8	人日
直接工事費	式	1	1,525,596			
共通仮設	式	1	172,000			
共通仮設費 (率計上)	式	1	172,000			
純工事費	式	1	1,697,596			
現場管理費	式	1	573,000			
工事原価	式	1	2,270,596			
一般管理費等	式	1	299,404			
工事価格	式	1	2,570,000			
消費税額及び地方消費税額	式	1	257,000			
工事費計	式	1	2,827,000			

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度河原町通電線共同溝調査設計業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

(当初) 令和3年9月27日

(変更①) 令和4年3月7日

(変更後) 令和4年6月20日

4 履行期間

(当初) 令和3年9月28日～令和4年3月15日

(変更後) 令和3年9月28日～令和4年6月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 7,312,800円

(変更後) 7,543,800円

7 契約内容

河原町通無電柱化事業に係る電線共同溝修正設計業務及び電波障害対策ケーブル調査業務

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(変更理由)

今後の工事計画に合わせ、詳細に工区の分割を行う必要が生じ、一部業務の追加が生じたため

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度大手筋通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年6月30日
(変更①) 令和4年3月8日
(変更後) 令和4年9月9日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年7月1日～令和4年3月15日
(変更①) 令和3年7月1日～令和4年9月15日
(変更後) 令和3年7月1日～令和5年1月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額(税込み)
24,591,600円
- 7 契約内容
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が所管する通信柵と電線共同溝を接続する工事及び
連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(第1回変更理由)
本委託に先行して実施する電線共同溝新設工事について、工事に支障となる埋設管を移設する必要があるが、掘削に着手したところ、当初の想定とは異なる位置に埋設されていることが判明し、埋設管の移設計画を見直す必要が生じたため、後続の本委託の工期も約6か月延期した。

(第2回変更理由)
本委託で敷設する引込管路は、電線管理者が各民地内に敷設する引込設備と接続するため、引込設備の位置の決定後に施工が可能となる。各地権者とは、本契約後から引込設備の位置に関する協議を行っており、23件中16件の協議が成立、残り7件について、引き続き協議を進めている。
しかし、建物の入口付近に引込設備を設置することになるため、引込設備の位置や外観上の対策等に関する地権者との協議に時間を要する見込みであることから、本委託の工期を約4か月延期した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他